

元食産第 5292 号
元食産第 5350 号
令和 2 年 3 月 11 日

事業協同組合全国焼肉協会 会長 殿

農林水産省食料産業局
食品流通課長
バイオマス循環資源課長

臨時休業に伴う学校給食休止への対応について（周知依頼）

この度、政府が要請した全国一斉臨時休業を踏まえ、大多数の学校において臨時休業の措置が取られており、これに伴い学校給食が停止されたことにより、学校給食関係事業者には様々な影響が生じています。

このため、昨日（3月10日）、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策－第2弾－」において、学校給食休止への対応策が決定されるとともに、全国学校給食会連合会（都道府県学校給食会等）から学校の設置者に通知されることになりましたので、お知らせします。

1. 文部科学省においては、令和 2 年 3 月 2 日から春休みまでの臨時休業期間中の学校給食費（食材費）について、学校設置者に対し、保護者の負担とならないよう返還等を行うとともに、学校給食の発注の取消等に当たり、影響を受けている事業者に対する特段の配慮を行うよう、依頼したところです。

また、これに伴い市町村に対し事業者への食材費等の支払に要する額の 3/4 について、国が支援することとされました（学校給食費返還等事業）。

補助対象経費は以下のとおり。

学校臨時休業対策費補助金交付要綱 別記

【学校の設置者が負担した学校給食費等に相当する経費】

事業者に対して既に発注されていた食材にかかる違約金等（ただし、事業者が当該食材を転売できた場合、その売上金額分は除くものとする）

このため、貴団体におかれては、臨時休業中の学校給食費（食材費）について、

- ① 学校設置者と直接取引されている食材納入事業者、農業者等の方々におかれましては、取引をされている学校設置者に対し、
- ② 食材納入事業者等を通じて学校設置者に食材を納入している食品事業者、農業者等の方々におかれましては、食材納入事業者等に対し、

それぞれ速やかに御相談していただきますよう、貴団体の会員の皆さまに周知をお願いいたします。

2. また、食品納入業者・生産者等に対し、学校給食用に納入を予定していた野菜・果実等について、代替販路の確保に向けたマッチング等の支援及び販路が確保できない場合の慈善団体等への寄附のための輸送費等の支援を行うこととしています。

つきましては、貴団体におかれましては、別添の支援策（事業実施要綱等）について、貴団体の会員の皆様に周知いただきますようお願いいたします。

〈本件連絡先〉

1

農林水産省 食料産業局 食品流通課
平野、石黒（食品サービス第1班）
電話：03-3502-8267（直通）

2のうちマッチング支援

農林水産省 食料産業局 食品流通課
渡邊
電話：03-6738-6167（直通）

2のうち寄附のための輸送費等の支援

農林水産省 食料産業局 バイオマス循環資源課
三浦（食品リサイクル班）、五十嵐（総務班）
電話：03-3502-8111（内線：4315）